

遊休農地解消に関する補助金があります！ (遊休農地解消対策事業)

こんなことでお困りではないですか？

遊休農地を解消できれば農地を借りてくれる人がいるが、自身で解消するのは困難…



耕作したい農地があるけど、荒れているため綺麗にする必要があるが、費用や時間がない…



遊休農地を解消し、耕作を開始する場合には、補助事業（遊休農地解消対策事業）を活用できる場合があります！

農地中間管理事業を活用し、群馬県農業公社が農地を借り受け、遊休農地を解消し、耕作者へ貸し付けを行います。

出し手
(地権者)



農業公社が
借り受け



農業公社が
貸し付け

受け手
(耕作者)



群馬県農業公社
or
群馬県農業公社が委託し、
耕作者等が解消作業



荒れた遊休農地



補助金

最大 50,000 円 / 10a
国・県

※事業の対象となる作業は、除草、耕うんなどの簡易な整備作業となります。

事業の実施要件

- 1号遊休農地のうち、簡易な整備で解消可能な農地（緑区分）であること。
- 対象農地が地域計画の区域内であり、目標地図において、農業を担う者が位置付けられていないこと。
- 対象農地が日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）の活動区域内でないこと。また、同じ作業について他の補助金を受けないこと。
- 群馬県農業公社が借り受ける条件は、借受期間 10 年以上であること。（使用貸借又は賃貸借）
- 遊休農地を解消した翌年度末までに耕作者に貸し付けが可能であること。

※ 1～3 については各市町村が確認、事業詳細や必要作業は群馬県農業公社がご案内します。まずは是非、気軽にご相談ください！



公益財団法人 群馬県農業公社（農地中間管理機構）

〒 371-0852 群馬県前橋市総社町総社 2326-2（群馬県蚕糸技術センター内）

TEL : 027-251-1220 FAX : 027-251-0677 URL : <https://www.gnk.or.jp/>

1 事業申出

事業の活用を希望する方は、まず群馬県農業公社に相談をし、「遊休農地解消対策事業申出書」を御提出ください。

2 要件・現地確認

事業申出のあった農地が事業の対象となるか、群馬県農業公社が現地確認を行い、事業要件を満たした場合は、事業の実施を決定します。

3 事業実施の決定

4 農地借受（出し手→機構）

群馬県農業公社が地権者から対象農地を、農地中間管理事業により借受期間 10 年以上の条件で借り受けます。

5 事業実施（解消作業実施）※作業委託契約

群馬県農業公社が、対象農地で草刈り等の簡易な整備を行い、事業を実施します。

また、群馬県農業公社が行う解消作業を、転貸を受ける担い手又は専門業者などの作業が可能な者に委託することも可能です。

6 事業完了※公社が「完了報告書」「請求書」の受領、現地確認

7 農地貸付（機構→受け手）

・対象農地を群馬県農業公社から耕作者に貸し付けます。

※上限額（50,000 円 / 10a）を超えた分の整備費用は、出し手又は受け手から徴収します。

よくある質問

Q 1 事業申請から、綺麗な状態の農地で耕作を開始できるまでの期間はどのくらいですか？

A 1 解消作業の程度や事務手続き等により変動しますが、3～4ヶ月程度はかかる見込みです。

Q 2 10年以上の中間管理権の設定が要件であるが、年度途中で解約は可能ですか？

A 2 可能ですが、年度途中で地権者と農業公社の契約が解約になると、補助金返還になる場合があります。なお、耕作者本人が該当農地を購入（売買）する場合でも同じです。

Q 3 果樹（及び樹木）の抜根は事業の対象となりますか？

A 3 群馬県農業公社で所有する農業機械で抜根が可能かは、現地確認時に判断します。なお、農業生産を目的に新植・改植された果樹（及び樹木）は対象外となります。

Q 4 解消作業に係る特定の項目のみを補助の対象とすることはできますか？

A 4 対象農地が耕作可能となるよう整備することが目的の事業であることから、解消作業全体で積算、計画、実施することとなります。

Q 5 既に自分で解消作業を始めてしまったが、今から事業の実施は可能ですか？

A 5 不可能です。国及び県による補助事業であるため、着工のタイミングには制約があります。事業実施を検討している場合、群馬県農業公社から連絡があるまでは作業を開始しないよう、お願い致します。